

日病会発第170号
ドック会発第542号
平成29年12月8日

日本病院会
日本人間ドック学会
会員施設（健診実施機関） 各位

一般社団法人 日本病院会
会長 相澤 孝夫
公益社団法人 日本人間ドック学会
理事長 篠原 幸人
<公印省略>

平成30年度 特定健診・特定保健指導の集合契約A（A①・A②）

「契約参加のための委任状」のご提出について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃は当法人諸事業にご支援ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成20年度より特定健診・特定保健指導の集合契約を実施しているところではありますが、本契約は単年度契約を原則としているため、今般、平成30年度分の契約につきましてあらためて貴施設の参加意思を確認させていただきたく書類を郵送致しました。

来年度より集合契約AがA①とA②になりますので、別紙の依頼概要や契約参加条件など必ずご一読ご確認のうえ、必要書類のご返送をお願いいたします。

敬具

(同封資料)

- 重要 第3期特定健診・特定保健指導 主な変更点と集合契約A②参加のお願い
- 依頼概要
- 契約参加条件
- 平成30年度の予定契約内容の概要
- 集合契約A（A①A②）委任状（裏面は「辞退届」）
- 委任状記入例
- 集合契約A②参加のためのチェックリスト
- 委託契約書（案）<健康保険組合連合会版>
- （参考）集合契約A（A①・A②）について
- 集合契約登録情報変更届（更新施設のみ）
- 日本人間ドック学会施設会員入会のご案内（日本病院会会員のみ）

第3期 特定健診・特定保健指導 主な変更点と集合契約 A②参加のお願い

平成30年度からの第3期特定健康診査・特定保健指導において、特に特定保健指導の実施方法が大幅に見直されたことで、集合契約上でも健診当日の特定保健指導が実施できるようになりました。

是非施設の体制を整えていただき、当日に初回面接実施をする集合契約 A②により多くの施設にご参加いただきますようお願いいたします。

●初回面接の当日実施●

これまで集合契約上では、健診実施後、後日利用券が発券されてから特定保健指導の実施でしたが、新たに健診当日に初回面接が実施できる「セット券」が発行されます。

集合契約 A②に参加される施設のみが「セット券」に対応でき、当日初回面接ができます。

(集合契約 A①のみ参加施設にセット券が持参された場合は、健診のみ実施し当日の特定保健指導の実施は不可)

※これまでの受診券、利用券に加え新たに「受診券+利用券」が同時に発行されるセット券が追加

※セット券の発行については保険者の判断による

●初回面接の分割実施●

集合契約 A②の参加施設は健診当日に結果が揃わなくても、初回面接の分割実施ができるようになります。

①腹囲、体重、血圧、質問票等の結果から動機付け支援以上に該当することを確認し、対象者に当日

初回面接の1回目を実施し、行動計画表を9割方完成させる。

②初回面接1回目の実施後3ヶ月以内に、初回面接2回目を実施（電話等も可）、行動計画表を完成させる。

※これまで同様初回面接完了後に請求となるので、請求は2回目完了後となる

※初回面接未完了については、保険者の責であれば費用の請求ができるが健診施設の責であれば請求できない。(参考資料：平成30年度集合契約 A①・A②参照)

●実績評価の時期●

6か月後以降 → 3か月後以降

*詳細は厚生労働省の示す「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(第3版)、「標準的な健診・保健指導プログラム」(平成30年度版)をご確認ください。

集合契約 A (A①、A②) 参加のための依頼概要

- 依頼内容 日本病院会／日本人間ドック学会がとりまとめる特定健診・特定保健指導の集合契約 A (A①、A②) (以下、集合契約) の平成 30 年度契約への参加有無の意思確認に伴う委任状等の提出
- 回答期限 平成 30 年 1 月 22 日 (月) 消印有効 ※ご郵送ください。
- 送付先 102-0075 東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル 1F
日本人間ドック学会 「集合契約担当」宛
tel : 03-3265-0079 e-mail : info@ningen-dock.jp
- 回答方法
平成 29 年度の契約参加の有無、また平成 30 年度からの契約内容によって返送書類が異なります。貴施設が該当するものを選び、その回答方法に従って回答し返送書類を郵送ください。

(確認事項)

集合契約 A①・・・現行の集合契約 A

集合契約 A②・・・特定健診実施当日に特定保健指導の初回面接が実施可能な新たな契約

※A②の単独参加不可、A①に参加していなければ A②には参加できません。

※A②参加施設は、健診・動機付支援・積極的支援のすべてを受託できる施設となります。

	平成 29 年度の参加の有無と平成 30 年度の意思	返送書類	チェック
継続	①平成 29 年度の集合契約 A に参加しており、平成 30 年度も集合契約 A①のみに参加	・委任状	
		・変更届	
	②平成 29 年度の集合契約 A に参加しており、平成 30 年度も集合契約 A (A①、A②) に参加	・委任状	
		・変更届 ・チェックリスト	
新規	③平成 29 年度は集合契約 A に不参加だが、平成 30 年度の集合契約 A①のみに参加	・委任状	
	④平成 29 年度は集合契約 A に不参加だが、平成 30 年度の集合契約 A (A①、A②) に参加	・委任状 ・チェックリスト	
辞退	⑤平成 29 年度の集合契約 A に参加しているが、平成 30 年度は集合契約 A①に不参加	・辞退届	
不参加	⑥平成 29 年度も集合契約 A には不参加で平成 30 年度も集合契約 A には参加しない	不要 (書類はすべて破棄)	

※継続参加でも単年度契約のため必ず委任状が必要になります。

※同封の別紙「集合契約登録情報変更届」には、平成 29 年度集合契約 A に参加の機関については、平成 29 年度の登録内容 (健診・保健指導機関番号や実施機関名など) を印字していますので、現況確認においてご参考ください。

※貴施設が該当する回答方法通りに回答されない場合、契約登録が正しく行われな可能性があるのでご注意ください。

5. 集合契約参加（予定）の代表保険者

健康保険組合連合会、全国健康保険協会（協会けんぽ）、共済組合連盟（国家公務員共済組合）、地方公務員共済組合協議会（地方公務員共済組合）、日本私立学校振興・共済事業団、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、全国歯科医師国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合、岡山県建設国民健康保険組合、宮城県、福島県、岩手県

*今年度同様、各保険者により HbA1c が必須か否か、眼底検査の片眼、両眼についての若干の差異は生じる予定、また全国土木建築国民健康保険組合は特定健診のみの委託予定

6. その他留意点（再掲含む）

○本集合契約参加に伴い発生する本学会が請求する新規費用はありません。（学会の年会費は除く）

○前項目「4.回答方法」の⑤辞退に該当する施設は「辞退届」の回答をお願いしています。（仮に辞退届が提出されなくても、委任状が提出されない限り正式な契約参加登録はいたしません
が、より正確な機関情報把握のための提出依頼とご理解ください）

●委任状の記載内容と登録情報変更届の記載内容に差異が生じないようにご注意願います。

（差異が生じる例：委任状では特定健診・特定保健指導全般を受託する記載内容だが、登録情報変更届では特定健診のみを受託するとの内容 など）

仮に差異が生じた場合は、原則、登録情報変更届の記載内容を優先して登録いたしますので
予めご了承ください。

●他団体の集合契約 A に重複して参加する場合は、実施機関名、電話番号、受託業務等に差異がないようにしてください。（同じ内容にしてください）

以上

集合契約 A①、A②の契約参加条件

※必ずご一読ください

A①・A② 共通事項

- 日本病院会または日本人間ドック学会の（施設）会員であること
- 厚生労働省の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成 30 年度版）および「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（第 3 版）を読んで確認し、ルールに基づくことができること
- 厚生労働省の示す委託基準を遵守していること
- 特定健診で集合契約に参加をする場合、特定健診・詳細項目 4 項目についてはすべて実施できること（自施設で実施、再委託いずれでもよいがすべて実施できること）
- 本集合契約は単年度契約であり、年度途中の辞退は認められないことを了承していること
- 集合契約 A①と、さらに集合契約 B①（貴施設が所在する各都道府県に設置の保険者協議会が契約相手先／おもに地区医師会がとりまとめ機関）にも参加する場合、契約書条文に則って、必ず何れか低い健診料金等で実施すること（A、B 両方契約した場合＜契約相手先の保険者との契約が複数の場合＞、実施内容が同一であれば契約単価の安い方が適用されることが契約条文にあることを理解すること）
- システム対応が整っており、国で定める標準的な電子的様式（XML 形式）にて特定健診・特定保健指導結果および決済データを送付（送信）できること（自施設で対応、外注いずれでもよいが最終的に送付（送信）できること）
- 集合契約 A①において特定保健指導を実施する場合、受診者が他の機関で特定健診を受けた場合でも、特定保健指導を実施することが可能なこと
- 集合契約 A①において、特定保健指導を未実施の健診機関に受診者が間違えてセット券を持参した場合でも、健診のみの受診は可能である旨を受診者に説明し、実施することが可能なこと

A② 参加の条件

- 当学会の集合契約 A①に参加していること
- 特定健診、特定保健指導（動機付け・積極的）すべてを受託していること
- 集合契約 A②に参加するためのチェックリストを確認し、提出できること

平成 30 年度の集合契約 A (A①、A②)

契約内容の概要 (予定)

1. 特定健診

- ・ 法定の基本健診および詳細健診
(健保連等は HbA1c は必須、保険者によりこの点の差異はあり要確認)

2. 特定保健指導

- ・ 国の標準プログラムに則った支援形態

○動機付け支援

初回面接 (個別支援またはグループ支援 1 回)、3 か月後の実績評価
対象者個々に合った内容で、わかりやすく質の高い情報シート等資料の配布

○積極的支援

初回面接 (個別支援またはグループ支援 1 回)、
継続支援形態は個別支援、グループ支援、メール、通信支援、電話支援
3 か月後の実績評価
※支援 A、支援 B の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(平成 30 年度版) を参照すること

3. 料金

◆平成 30 年 1 人当たり委託単価 (税込)

区分		集合契約 A① (従来の集合契約 A)	集合契約 A② (当日保健指導可)
特定健診・基本項目		7,020 円	7,020 円
特定健診・ 詳細項目	貧 血	238 円	238 円
	心電図	1,404 円	1,404 円
	眼 底	1,210 円	1,210 円
	<u>血清クレアチニン及び eGFR</u>	<u>119 円</u>	<u>119 円</u>
特定保健指導 (動機付け支援・動機付け支援相当)		7,560 円	7,560 円
特定保健指導 (積極的支援)		23,760 円	23,760 円

※平成 30 年度より詳細項目に血清クレアチニン及び eGFR が追加されました。
その他の料金においては平成 29 年度からの変更はありません。

以上